



Title	外来型開発に対する主体形成と批判的認識：木頭村ダム対策協議会における議論から
Author(s)	淀野, 順子
Citation	社会教育研究, 26, 11-24
Issue Date	2008-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32417
Type	bulletin (article)
File Information	2-淀野.pdf



[Instructions for use](#)

外来型開発に対する主体形成と批判的認識

—木頭村ダム対策協議会における議論から—

淀野 順子

1. はじめに

内発的発展論は、外来型開発に象徴される単線的な開発・発展に対抗し、地域の主体性・内発性や創造性、自然環境や文化、人間関係やネットワークなど、地域の総合的な発展を目指すオルタナティブな発展形態として提起されてきた。この内発的発展論の代表的な研究者である社会学者の鶴見和子は、内発的発展論において多系的な発展モデルを重視し、地域住民が地域社会を自律的・主体的に創造・変革することが目指すべき社会のモデルであるとしている（鶴見 1997 など）¹。これに対し、地域経済学・財政学の立場から内発的発展論を展開させようとする保母武彦は、鶴見の定義する内発的発展の目標にいたる経路が「多様に富む社会変化の過程」というとき、そこでは政策論が消えていると指摘している（保母 1996:123）²。この保母をはじめとして、1990年代以降の内発的発展論は、「地域経済学や財政学の分野において地域経済振興を目指す地域産業振興論として捉えられ、展開される傾向」にあった（遠藤 2000:101）³。内発的発展論の今日的課題がその実現化である現在において、地域産業振興を目指すことは、内発的発展論の実現化を政策的・戦略的に行うことではある。しかし、地域産業振興論に矮小化することは、外来型開発に象徴される単線的な開発・発展に対抗するものとして議論されてきた内発的発展論を、再び経済発展を基盤とする単線的な発展論へと押し戻してしまう可能性を持っているのではないだろうか。

筆者は、地域づくりにおける地域住民の学習・実践を分析することから、地域づくり主体形成の過程を明らかにすることが、地域産業振興論へと矮小化しない、多系的な発展モデルを重視した内発的発展論の実現化の第一歩だと考える。本稿では、地域産業振興論へと矮小化しない内発的発展論の実現化を目指すことを志向し、地域づくり実践の事例に即して、地域づくり主体の形成における認識のあり方と、矛盾の解決への道筋を検討する。

2. 課題と方法

2.1. 問題意識と分析視点

筆者の関心は、内発的発展と、内発的発展論が展開されるもとなつた外来型開発との関係にある。内発的発展論を社会教育学の立場から再定義する試みにおいて、主体の形成過程やそこで

の学習が重視されてきたことを踏まえ、以下の2点について外来型開発との関係から検討する。

1点目は、地域づくり主体の批判的認識のあり方についてである。鈴木敏正は、地域づくり教育を考えるにあたり、「暴走する市場と資本、それに追従する国家のあり方に対して、批判的認識とその主体はいかに成立しうるか」が現代社会と人間存在そのものに関する基本的で本質的な問題であるとした（鈴木 2004:52）⁴。公共事業として実施される外来型開発は国家のあり方を大きく反映したものである。外来型開発への批判的認識が表象したものである地域住民による対抗運動は、その展開過程において、学習の深まりや外部とのネットワーク形成とともに、対抗型から地域づくり型へと展開している（淀野 2005）⁵。このような、外来型開発への対抗から地域づくりへと主体形成した地域住民の学習を分析することは、内発的発展の実現化の具体的道筋を示すとともに、現代社会の本質を明らかにする一端となると考える。本稿では、運動のもととなった批判的認識がいかなるものであったかを検討する。

2点目は、地域づくりが外的矛盾の克服から内的矛盾の克服へと転換する契機についてである。宮崎隆志は、外部との関係を外来型開発に陥らせないためには、地域づくり主体が地域の「内部矛盾の内在的な解決を模索し、それを可能にするような外部との新しい関係を構築」することが必要であるとした（宮崎 2006:227）⁶。これを踏まえ若原幸範は「地域課題を外的矛盾の克服に帰するのではなく、その克服を地域の内的矛盾の克服に徹底すること、その上で地域外部との協同的關係を地域の側から自立的・主体的に構築することが、内発的発展としての地域づくり実践の基本的な展開論理」であると述べている（若原 2007）⁷。外部との関係なしには存在し得ない現代の地域社会では、地域づくりにおける内的矛盾の克服とは、外的矛盾の克服過程でもある。外的矛盾の克服過程を詳細に分析することは、内的矛盾の克服への契機やその条件を明らかにすることにつながると考え、本稿では、外的矛盾の克服を目指す過程において、内的矛盾が認識された契機を検討する。

2.2. 対象事例

本稿では、細川内ダム建設が計画されながらも「ダムに頼らない村づくり」を目指した木頭村の取り組みのうち、地方自治を目指すものとしてのダム反対運動に展開する大きな転機となった「木頭村ダム対策協議会」における議論に着目する。

本稿で取り上げる「木頭村ダム対策協議会」が設置された徳島県那賀郡木頭村（現那賀町）は、外来型開発の象徴とも言えるダムが計画されながらも、約30年にわたる細川内ダム反対運動によって、「どんなに反対しても大型公共事業は止まらない」という一般的な地域開発事業に対する常識を覆し、日本の河川行政史上初めてダム建設を中止させた。この木頭村の細川内ダム反対運動は、単なる反対運動に留まらず、地域住民が村政へ関わることにより「ダム阻止条例」やダム抜きの「総合振興計画」策定・実施し、第3セクター「木頭ヘルシク」により地域産業振興を目

指すという地域づくりへと展開した。

このような木頭村の細川内ダム反対運動は、地域住民が主体的に開発のあり方を考え、外来型開発・公共事業を見直しに至らせ、地域づくり計画策定や実践を行なうといった、社会システムの変革の道筋を示したとして、住民自治・地方自治による社会システム変革の可能性を示す事例として注目されてきた（丸山 2006⁸、帯谷 2004⁹、小野 2000¹⁰、吉本 2000¹¹、渡邊 1998¹²など）。さらに細川内ダム反対運動は、「ダム問題の解決と地域発展という2つの政策課題を「振興計画」として結びつけたところに、その独自性がある」（帯谷 2004：251）¹³として、外来型開発と地域づくりの関連が指摘されている。

木頭村は外的矛盾であるダム建設に反対するため、「ダムに頼らない村」としての地域づくり計画である「第3次木頭村総合振興計画（以下、総合振興計画）」を策定した。この木頭村の地域づくりは、住民が主体となって進め、自然環境や地域文化を重視し、地域資源を生かした地域産業振興により、財政的に国に依存せざるを得ない地域状況からの脱却を目指している。つまり木頭村の地域づくりは、「内的矛盾の克服」を模索するという内発的発展論の実現化を行っている事例であると言えるだろう。

3. 細川内ダム反対運動と地域づくりにおける協議会の位置

3.1. 細川内ダム反対運動と木頭村の地域づくり

細川内ダムは、那賀川の上流部の木頭村西宇地区に建設が計画された。那賀川本流には、既に長安口ダム（1955年設置）、川口ダム（1961年設置）、小見野々ダム（1968年設置）が設置されている。細川内ダム反対運動は、この細川内ダム建設計画に対する危機感を背景としてはじめられた。

建設省および徳島県からのダム建設要請を発端として、木頭村の細川内ダム反対運動は当初、鉢巻を締めてのデモ行進や署名運動のほか、下流地域にダム反対のチラシを配布するといった、住民組織による対決型の運動としてすすめられた。その後、村議会がダム建設を前提とする木頭村総合開発基本構想を樹立したことを契機として、ダム反対派住民はダム賛成派村議会議員をリコールし、ダム反対派村議会議員を誕生させる。このダム反対派議員の誕生により村議会内にダム反対の基盤が形成され、ダム反対という「村」の姿勢を明確にしていった。

この頃、村議会議員のリコールをはじめとして村内が混乱したことを受け、当時の村長は混乱を抑えるために諮問機関「木頭村ダム対策協議会」を設置した。この協議会は11回の協議を経て、「細川内ダム調査申し入れを拒否する」という答申を出し、答申を受けた村議会は「細川内ダム反対決議」「小見野々ダム堆砂土砂除去に関する決議」「小見野々ダム撤去要求決議」を可決する。このように細川内ダム反対運動は、協議会による答申や村議会での決議によって、細川内ダムに対する村の立場を明確にした。このことは細川内ダム反対運動が単なる対決型から村政へ積極的

に関わる住民自治型の運動へと展開したことを示している。

表1 細川内ダム反対運動および地域づくりの主な経緯

年	主なできごと	運動の目的と形態	
1971	対策同志会発足	生活 保全	対 抗 型
1974	同志会：ダム阻止統一集会開催 村議会：木頭村総合対策基本構想樹立		
1975	同志会：ダム賛成議員リコール運動	住民 自治	
1976	村：木頭村ダム対策協議会設置 協議会：ダム調査拒否の結論 村議会：ダム反対決議		
1990	ダム建設計画再浮上		
1991	村議会：ダム計画白紙撤回要求決議		
1993	ダム反対派村長誕生	地方 自治	ネット ワーク 型 地域 づくり 型
1994	同志会：6団体が1団体に組織を統一 村議会：環境基本条例・ダム建設阻止条例制定		
1995	村議会：ダム抜きの総合振興計画可決 建設大臣：細川内において以下、ダム審の設置を発表 知事：村長に対し、ダム審の委員に加わるよう要請 村長は受け 入れを拒否 以降再三要請と拒否が繰り返される		
1996	第三セクター「株式会社木頭ヘルシク」設立		
1997	建設省：事業一時休止を発表		
1998	ヘルシクが「きとうむら」に社名変更。村が経営の主体になる。		
2000	建設大臣：事業中止を発表 村：ダム反対の看板・垂れ幕撤去 おららの炭小屋設立。		
2001	ダム反対派村長落選。「きとうむら」村有株を村民に譲渡。 「木頭村生きがい工房（太布工房）」完成。		
2002	2001年度決算で、会社設立以来、はじめて売上高1億円を超える。同時に単年度黒字に転換。 株主総会で藤田氏が社長を退任して相談役になり、専務が新社長に就任。 地域通貨「ゆーず」発行。「地域通貨体験ツアー」実施。		
2004	「木頭村の未来を考える会」発足。		
2005	町村合併により那賀町となる。		
2007	「NPO 里業ランドきとうむら」設立。 「ダム反対資料館」完成。		

(淀野 2005、2007 をもとに作成)

ダムに反対するという立場を明確にした木頭村は、その後、ダム反対を掲げる村長を誕生させ、日本ではじめてとなる「ダム阻止条例」を制定した。さらに地方自治の実現を目指す木頭村は「ダムに頼らない村づくり」のための総合振興計画を策定した。この総合振興計画は、外来型開発である公共事業やそれによる公的資金に依存する財政運営ではなく、独自財源を確保した上で地方自治としての地域づくりを目指すもので、総合振興計画には、村の特産品の生産や加工・販売により地域産業・商工業の振興を目指す会社設立案を盛り込んだ。この総合振興計画に基づき設立し

た第3セクター「株式会社木頭ヘルシク」（後の「株式会社きとうむら」は、村をあげてのダム反対運動を地方自治を模索する実践のシンボルとして全国に大きく発信された。さらに木頭村はダム反対運動だけではなく、他地域のダム反対・環境保全を目指す住民組織と協力しあい、エコ・ツーリズムやトラストなどの活動を行うことで、組織・人間のネットワーク化を行った。このような総合的な地域づくりによって地方自治を模索するというあり方は、さらに全国から非常に多くの支援を集め、世論を形成し、細川内ダム建設事業の中止へと至った。

この木頭村は、細川内ダム中止決定後も、「木頭ヘルシク」から名称を変更した地域住民セクター「株式会社きとうむら」によって地域産業の振興が進められている。さらに「きとうむら」が事務局として行なっている地域通貨の発行やエコツーリングの開催をはじめ、地域の伝統文化である太布伝承活動や、山村留学受け入れ、ダム反対資料館建設など、地域住民による多様な活動の連携を通じて、自然環境や地域文化、生活文化などを大切にしたい地域づくりが模索され続けている。

このような木頭村は、外来型開発計画を契機として、ダム反対運動として外的矛盾を解決するための実践の中で、地域開発・発展概念の再構築を行いながら実践をすることで、内的矛盾の解決を模索していると考えられる。このことから木頭村の地域づくりは、内的矛盾の解決の模索をし続けることで内発的発展論を実現化しようとしている事例であると言えるだろう。

3.2. ダム反対運動と地域づくりにおける協議会の位置

木頭村の細川内ダム反対運動は、その内容が「生活保全」「住民自治」「地方自治」と展開し、形態は「対抗型」を基本としながら、ダム反対派村長の誕生を契機として「ネットワーク型」「地域づくり型」へと展開している（淀野 2007）。ここからは、外的矛盾の解決のためには自治を志向することで地域の主体性を高めることが必然であり、自治を実現するにあたり内的矛盾を解決するための地域づくりを行う必要があったことが分かる。

ダム建設中止決定後も、木頭村では「ダムに頼らない村づくり」のために策定した総合振興計画に基づく取り組みや、地域住民による多様な地域づくりの取り組みを継続している。つまり木頭村は、外来型開発という外的矛盾を契機として、内的矛盾の解決のために地域づくり計画「総合振興計画」を策定し、現在も地域づくり計画を実現化している過程にあると言える。

上述した、内的矛盾を解決するための地域づくり計画である「総合振興計画」の策定には、自治体としての村の意志を「ダム反対」と位置づけたことが大きく影響している。この自治体としての村の意志を「ダム反対」とした経緯は、村の行政上で重要な議会の位置を「ダム賛成」から「ダム反対」へと変化させた経緯でもある。村議会が「ダム賛成」から「ダム反対」へと変化したことには、①村議会のリコール運動や運動の目的を共有する村議員を誕生させたことにより、村議会内にダム反対の基盤を形成した、②地域住民の代表者で構成された「木頭村ダム対策協議

会」が「ダム阻止」の結論に達した、という2つの流れが影響している。

特に「木頭村ダム対策協議会（以下、協議会）」は、村長の諮問機関として設置されていたため、村議会への影響は非常に大きく、協議会の結論は、結論を出した翌月の定例村議会において細川内ダム反対決議の議決と、ダム反対決議請願の受理へと展開した。このように村議会によるダム反対決議により、木頭村として「ダム反対」としての意志を持つことが地域で確認され、ダム反対運動が自治を目指す運動へと変化し、ダムに依存しない地域づくり計画の策定・実現へとつながったのである。

上記からは、協議会において、ダム建設に反対するという村の意志（自治体としての外的矛盾の解決への意志）の決定と、地域づくりの計画化（内的矛盾の解決への模索）への意識化が行なわれていたことが確認できる。

4. 協議会における「ダム建設と地域発展の関係」

4.1. 協議会の概要

協議会は、「木頭村におけるダム問題に関する村民の理解を深めるとともに、その対策について十分な意思の反映を図るため」¹⁴に村長の諮問機関として設置された。協議会が設置されたことには、ダム建設を盛り込んだ木頭村総合対策基本構想を木頭村議会が樹立したことに対し、ダム対策同士会をはじめとするダム反対派住民が反発して村議会議員のリコール活動が行われ、村議会が解散するなど、ダム建設をめぐる村内が混乱していたことが大きく影響している。そのため村長は村内の混乱を治めるためにも、ダムに関する村民の理解を深め、対策に村民の意見を反映させる機会を設ける必要があったのである。

協議会の委員は、木頭村議会議長およびダム対策特別委員会委員、木頭村の7集落の代表19名¹⁵、青年団、婦人会、老人会、農業協同組合木頭支部、森林組合、商工会、漁業組合の代表者各1名、合計37名である。協議会の委員の選出・委任は当時の村長が行い、委任された村民はほぼ全員が委員となった¹⁶。協議会の委員のうち11名は、ダム建設に反対するダム対策同士会のメンバーであった。当時の委員によると、委員会設置当時、ダム反対派が12名、中立の立場を取る委員が12名、ダム穏健派が13名であったという¹⁷。そのため協議会の委員構成は、約1/3がダム反対派であり、ダム穏健派およびダムへの立場を表明していない中立派が約2/3であったと言える。

ダム穏健派および中立派委員が約2/3を占めていた協議会ではあったが、「建設省並びに県から申し入れのあった、細川内ダム調査申し入れについては、これを拒否すべきである」という、ダム反対派の意見がほぼ反映された結論を出した。

協議会は約1年半の間に11回開催され、短いときで3時間、長いときでは7時間にわたって協議が持たれた。議題や内容については、村長がおおよその希望を出しながらも、委員の話し合い

および運営委員によって決められた。そのため、委員の要請により、協議会設置当初は予定のなかった学識者による講演や、他ダムへの視察が行われた。ここからは、地域住民の代表者である委員が主体的に協議会を運営していたことが言える。

この協議会は委員以外の者の傍聴が許され、時には傍聴者が質問・発言するなど協議に参加する場面もあった。そのため協議会は、地域住民から注目される中での公開された場であった。

協議会では、協議会与村議会の関係性や、ダム建設に対する協議会の位置など、主体性についての議論が行われた。また企業者による事業計画説明・質疑応答をはじめとして、ダムに関わる学識者による2回の講演、村長が作成した地域づくり計画の検討など、多岐に渡る学習活動が行われた。

以下では、協議会での議論にもとづき、協議会が「ダム建設と地域発展の関係」についての認識を変化させた過程を明らかにした上で、批判的認識のあり方および内的矛盾の克服の契機を検討する。以下に用いる協議会での発言などは、とくに注釈がない限り、協議会議事録にもとづくものである。

表2 木頭村ダム対策協議会の主な経緯

回	開催日	内容
	S50(1975)	
1	7月25日	運営方法決定。役員選出、就任。
2	8月31日	運営委員選出、就任。
3	9月23日	建設省細川内ダム調査事務所長他によるダム建設計画概要説明、質疑応答。 村長から諮問事項提示。
	S50(1975)	
4	1月8日	徳島県副知事から説明、質疑応答。
5	2月6日	各委員の意見発表。村長などへの質疑応答。
6	3月13日	石川県農業短期大学教授（当時）佐原甲吉氏による講演、質疑応答。
7	4月13日	東京工業大学助教授（当時）華山謙氏による講演、質疑応答。
8	5月26日	徳島県企画開発部長ほか「細川内ダム建設に伴う木頭村整備構想に対する方策」発表、質疑応答。
9	7月26日	徳島県企画開発部長ほか「細川内ダム建設に伴う木頭村整備構想に対する方策」の詳細を発表、質疑応答。
10	10月13日	村長が「これからの村づくりとダム問題について」として村づくりの基本構想を発表、質疑応答。
11	11月27日	協議会としての意見を決定し村長の諮問に答申することを決定。運営委員会による答申原案作成を経て、本会議で答申。

（註）木頭村ダム対策協議会議事録をもとに作成

4.2. ダム建設と地域発展の関係 —地域基盤整備の位置—

協議会を設立した当時の村長は、第2回協議会において自らの基本的な考え方として第1項目に「ダムと木頭村の発展とを考えたい」と述べ、さらに第2項目として「ダムが木頭村の発展に役立つと結論が出た場合は村民の合意に基づいて推進する」として、地域の発展の基盤のためにダム建設を受け入れる姿勢を示した。つまり協議会における最も重要な論点は「ダム建設と地域発展の関係」とされたのである。この村長による論点提示により、協議会では「ダム建設が地域発展の基盤となるか」「木頭村の発展にダムは必要か・不必要か」を基本的な考え方として、ダム建設についての議論が展開された。

「ダム建設と地域発展の関係」については、ダムを建設する地域の生活環境、産業基盤等の整備を目的とする水源地域対策特別措置法（以下、水特法）¹⁸の実施（ダム建設に伴う補償事業）としての地域基盤整備について議論が多くなされた。

地域基盤整備については、穏健派・反対派・中立派とも「既存ダム建設では地域基盤整備が行われた」という認識で一致していた。しかし一部の委員から、新たなダム建設事業に伴って補償事業としての地域基盤整備が行われるのかという疑問や、さらなる地域基盤整備の必要性への疑問の声があげられた。そして次第に、「(地域基盤整備を進めるといふ)村づくりの構想は、ダム問題と切り離して考えるべきでないのか」として、ダムの補償事業による地域基盤整備ではなく、地域づくりの過程において地域基盤整備が進められるべきであるとの議論に展開していく。この展開とは、外部からの関係に依拠した地域発展を志向するのではなく、地域づくりの中で外部との関係を重視するという考え方の変化である。

地域づくりの中で外部との関係を重視するという考え方は、地域づくり主体は自分たちであるという主体認識と、ダムそのものや企業者に対する批判的認識を根拠としている。以下では、地域づくりにおける地域住民の主体認識の変化と、批判的認識が形成された契機や内容を検討する。

5. 協議会における認識の変化と契機

5.1. 主体認識の形成と変化

協議会では、ダム建設と地域の発展を考える際に、地域住民の主体性について活発に議論された。特に企業者による説明や学識者による講演が行われた回およびそれ以降は、主体性が主要な論点となっていた。ここでは地域づくりにおける地域住民の主体認識の変化を明らかにする。

第4回協議会では、徳島県副知事からダム建設についての説明が行われた。ここで副知事は「新しい村づくりについて、県がメニューを示して、村の皆様方に決めていただき、その料理方法については、県と村が相談しながら決めて詰めていきたい。そうして青写真は村で書いていただきたい。材料は私どもが提供します。」として、県が地域づくり計画の大枠を作成し、細部を木頭村が選択・決定して欲しいとの考えを示した。この県の提案に対し委員は、第5回協議会において、

「県のメニューを待つことも必要であろうが、われわれもわれわれなりの意見を持って臨むほうが良いと思う。」「村自体のメニューをつくるべきである。」として、県による地域づくり計画の選択・決定ではなく、自分たち独自の地域づくり計画を作成するべきではないかという意見を出しはじめる。しかしこの時の計画における主体性とは、「アウトラインを作るぐらいの資料は村当局にあるのではないかと推測する。(中略) 県と話し合いのできる資料を、また協議できる資料を委員会に提示してもらいたい。」との発言からも分かるように、協議会や地域住民が地域づくり計画を作成することではなく、村長および村当局が作成した地域づくり計画の検討を意味していた。

このような中、第6回協議会では、地域農業を専門とする学識者、佐原甲吉氏による講演・質疑応答が行われる。この時、佐原氏は「ダム各村は滅びるのではなく滅びたからダムが入り込む」のであり、林業が基幹産業のひとつである木頭村においては「集約的林業経営をやりながら治水効果を保つ方法を考えていく必要がある」として、林業の振興とそれによる治水効果の増大を図ることがダム建設の阻止につながるとの考えを示した。

この佐原氏の考えを聞いた委員の一人が佐原氏に「木頭は林業で立つべきであると先生は言われたが、木頭村の進むべき道はどうか。」と質問したのに対し、佐原氏は「私のような昨日来た者にそんな大切なことが分かるはずがない。また言えることでもない。村の皆さんが真剣に見つけ出す問題です。」と地域住民自身が考えるように促した。さらに、「村内の意見だけではなく、外部の者の客観的意見も聞き、正しい答えを引き出すようにしなければならない。そして村民にやる気を起こすようにすることが大事である。あなたまかせでは何をやってもダメである。(中略) 他人の責任にしてはならない。」と、客観的視点を大切にしながらも、あくまでも地域住民の意思を重視するべきであるとの姿勢を示す。佐原氏は他にも、単にダムに反対するのではなく対案を作成するよう促したり、「皆さんは私のようなよそ者に依存しすぎていないか。どうも木頭村の現状がそのような感がある」と地域住民の主体性を促す発言を何度も述べていた。

第7回協議会では、学識者である華山謙氏によるダムの補償交渉（水特法）についての講演が行われた。この中で委員は、第6回協議会で講演した佐原氏の講演内容を踏まえ、地域づくりとダムの補償としての地域基盤整備（水特法）の関係について華山氏に質問と意見を述べた。これに対して華山氏は、県のダム計画に対して地域住民が「地域住民による計画が実現できなければダムに反対する」と対抗の姿勢をとった事例を挙げ、水特法などにこだわることなく地域づくりの計画を地元が打ち出すべきだという意見を述べた。

佐原氏は、ダム建設を前提としない地域づくりについて講演し、華山氏はダム建設が進められることを前提とした地域基盤整備について話していたため、学識者2名の「地域づくりにおける主体性」の考え方は同一ではなかった。しかし、学識者2名の講演以降、協議会では主体性について多く議論されるようになり、「どうしてもダムが必要ななら、県は具体的なメニューを出してくるものと思う。本当に村の発展を考えるのは、村の人でなければならない。」という委員の意見に

賛同を示す者が多くなっていった。特に「地方自治を放棄したのであれば、県の言うとおりにすればよいだろうが、あくまでも主体性は木頭村にあるのであるから、県がはっきりしないのなら断ったらよいのではないか。」という委員の言葉にあるように、「主体」という言葉を使って意見が述べられることが多くなった。

これらを経て、協議会は地域発展のためには地域づくり計画化に地域が主体的に関わるべきだとの考えで合意形成し、第10回協議会における村長による地域づくり基本構想「これからの村づくりとダム問題について」の発表へと展開した。この基本構想は、地域基盤整備を早く行うためにダム建設と地域づくりが関係付けられていた。協議会はこの基本構想に反発し、最終回である第11回協議会でダム調査申し入れ拒否として結論を出し、この結論が村議会「細川内ダム反対決議」「小見野々ダム堆砂土砂除去に関する決議」「小見野々ダム撤去要求決議」の可決へとつながった。

上記のように、協議会における地域づくり計画主体の認識とは、「外部が作成した計画から選択する」に代わるものとして「地域行政が作成した計画から選択する」に展開し、「地域行政が作成した計画を選択しない」へと変化していた。

ここで、地域住民が地域づくりにおける主体認識を変化させたことには、企業者への批判的認識と、学識者による主体認識を意識させる働きかけが大きく影響していた。以下では、批判的認識の形成および変化の契機・内容を明らかにする。

5.2. 批判的認識の形成および変化

5.2.1. 企業者への批判的認識 一対応への不信感—

第3回協議会では、徳島県所長からダム建設のための調査協力要請が行われ、第4回協議会では、徳島県副知事からダム建設計画についての説明が行われた。この要請と説明に対して委員からは「(県の対応は)地方自治の精神を無視し、村民を無視したものである。」と、木頭村が主体的に地域づくりを行おうとする意志が表明された。この意志の表明には、ダム計画が発表された際、地域住民が県に反対陳情を行い、県は「ご希望に沿うよう努力する」と言ったにもかかわらず、数日後に木頭村に連絡を入れないまま調査予算を復活させたという経緯が大きく影響している。このダム計画発表当初の、話と行動とが異なるという県の対応に不信感を持った地域住民は多く、委員による企業者へのまなごしは協議会設置当初から厳しいものであった。この企業者に対する不信感は、協議会における企業者の説明によって解消されるのではなく、むしろ協議会が進められる過程において増大していった。

第4回協議会で徳島県副知事は、地域づくり計画を3月末までに作成することを協議会で約束したが、予定から2ヶ月遅い5月26日の第8回協議会で徳島県企画開発部長らが計画を発表した。ここで発表された「細川内ダム建設に伴う木頭村整備構想に対する方策」について委員は、「この

案はメニューなどというものではない。ダムをつくろうが作るまいが、県は当然やらなければならないことを書いてあるだけである。」として、計画の内容はダム建設と関連がなくても実施すべき事項であると批判した。このことは、地域づくりの中で外部との関係を重視するという考え方に移行しつつあった協議会の考え方と、県の考え方の論点が異なっていることを示している。また委員は、「副知事は3月末までにいろいろなメニューを出してくるということであった。人事異動で遅れたというが、細川内ダムを真剣に考えているのであれば、なぜ人事異動をやったのか。」として、県の対応に誠意が無いと批判した。さらに委員は、県の示した方策に対して、「項目を並べただけでは話にならない。もう少し具体的なものはできないか。」と指摘した。この指摘を受け、県は6月下旬に具体案を作成することを約束し、7月26日の第9回協議会で方策の詳細を発表したが、委員は具体性に欠けるとして再度、退けた。

協議会と企業者（県）の間には、協議会設置当初から考え方の差異があったが、地域づくりにおける主体性を実現させようとする委員にとって、県の歩み寄りには少なく感じ取られ、誠意として受け取られることなく、不信感の増大へとつながっていたのである。

協議会では、ダムに反対する住民組織であるダム対策同志会の委員から、ダム先進地における企業者の計画実施方法が語られる場面があった。その計画実施方法とは、補償交渉において地域住民の切り崩しを図ったり、計画に反対する者に対して土地の強制収用をおこなったり、金銭によって計画を進めようとしたということだった。ダム対策同志会の委員が実際にダム先進地へ赴き、見聞きしたことが具体的に語られることで、協議会の企業者に対する不信感は、理論的に批判すべきものへと変化していった。

上記から、感覚的な企業者への不信感は、理論的な理解によって読み直されることによって、批判的認識へと変化していたと言える。

こうして企業者への批判的認識の形成にともない、協議会の議論は、企業者による整備構想から、村長による村づくり基本構想の検討へと移っていった。

5.2.2. ダムに対する批判的認識 —地域生活における経験から—

「ダム建設が地域発展の基盤となるか」「木頭村の発展にダムは必要か・不必要か」についての議論を通じて、地域づくりの中で外部との関係を重視するという地域基盤整備についての考え方が形成されたことは、4.2.において既に述べた。ここでは、その根拠のひとつであるダムに対する批判的認識を確認する。

協議会において穏健派・反対派・中立派とも一致していたダムについての認識は、①ダム建設に伴って地域基盤整備が行われた、②ダム建設により地域に悪い変化があった、という既設ダムについての2点であった。ダム建設と地域発展の関係を議論した際、ダム賛成派はダム建設が地域発展の基盤となると考える根拠として企業者の論理である水特法を挙げた。一方、ダム反対派は

基盤としないと考える根拠として企業者への疑問・不信感や②を挙げ、このことが「ダム建設が地域発展の基盤となるか」「木頭村の発展にダムは必要か・不必要か」についての議論に大きく影響していた。つまり協議会では、議論を通じて掘り起こした自分たちの地域生活における経験が重視されていたと言える。

木頭村を還流する那賀川の本流には4ダムが既設されており、そのうちの1つである小見野々ダムは木頭村に存在している。そのため木頭村住民は既設ダム建設前・建設中・建設後の地域変化を連続して生活の中で経験してきた。「助はダムによって被害を受けた部落でもある。」との発言にあるが、木頭村の助地区は小見野々ダムの堆砂による粉塵公害に悩まされていることは、地域住民の誰もが知っていた。ダムによる堆砂については、「高校（の近くを流れる那賀川）の河床でも当時よりも2メートルも上がっている。近い将来浸水することがあるかもしれない。」と、具体的な変化が示されるとともに将来への不安材料として捉えられていた。このような地域生活における経験によって、ダム穏健派は「ダムはない方が良いのであるが、（中略）こちらの要求を満たしてくれるものなら、早くダムをやったほうが特ではなかろうか。」という消極的賛成の立場をとらざるを得なかった。

協議会における議論では、ダムおよび地域の持続可能性が、地域生活における経験にもとづいて語られた。特に企業者や学識者といった地域の外部の人が協議会に参加した回には、地域生活における経験が多く語られた。

第3回協議会では、委員から建設省細川内ダム調査事務所長（以下、所長）に対して「堆砂があれば下流の人家に影響を与える。台風5・6号によって平野・広瀬地区の堆砂は大変な量である。

（中略）。出原団地・助地区は危険にさらされる。」として、堆砂が地域に悪い変化と影響を与えることを訴え、対策についての考えを示すよう求めた。これに対して所長は、堆砂分を含めた貯水量でダム建設を計画していることや、堆砂を除去することが対策であるとの考えを示した。しかしこの堆砂を除去するという対策は、「無限に溜まる堆砂をどうするのか。」という、委員の地域生活における経験から出される疑問に対して、対症療法的な解決策しか提示できなかった。このような企業者の対応は、「（企業者は）ダム建設だけの説明で、建設100年後の説明はない。こんな無責任な説明はない。」として、委員に受け取られ、不信感につながっていった。そして「細川内ダムも50年100年先には、ダム公害を含め危険物になる可能性があることを考えれば、村にとってこのダムはマイナスになるのではないのか。村の将来、木頭の自然を保護するわれわれの立場から考えると、ダムは反対せざるを得ない。」として、地域づくりにおいてダムは不必要であるという認識に変化していった。

批判的認識は、ある特定の事柄のみで形成されたのではなく、ダムにより発生する公害問題や産業形態の変化、自然環境の変化、生活の変化といったさまざまな視点において、同時に形成されていた。このさまざまな視点における批判的認識は、地域の総合的活動である地域づくりを主

体的に考えることと関連していた。

ここで、委員から地域生活における経験から50年、100年といった長期的視野に立った質問や意見が出されたことには、木頭村の産業によって培われた地域住民の時間認識が関係していると思われる。木頭村では、林業を営むにあたって3世代先のことを考えることがこれまでの聞き取りから浮かび上がってきている。そのため、木頭村において地域づくりを考えるためには、林業という産業との関係から、長期的視野に立つことが必要不可欠だったのである。

5. まとめ

協議会における議論の分析からは、以下のことが言える。

1点目は、批判的認識は地域生活における経験や企業者への不信感が理論的に理解されたときに形成されていたことである。協議会は、多角的視野からダムを認識するという学習活動でもあった。この学習とは、委員が共有する地域生活における体験や企業者への不信感といった感覚を、新たな視点や知識によって掘り起こし、理論的な理解を進めることで、ダムの持つ矛盾が明らかにし、それにより批判的認識の変化・深化へと展開する過程だった。

2点目は、地域づくり主体としての認識の変化が、内的矛盾の克服へと転換する契機となっていたことである。この地域づくり主体としての認識の変化は、協議会での学習による批判的認識の変化・深化と関連しており、変化・深化には学識者による主体性への促し・言葉かけが大きく影響していた。また主体認識の変化・深化の多くが、外部との関わり（企業者・学識者）によるものだったことも確認しておく。

本稿では、協議会は、少数派であるダム反対派の意思が、協議会全体の意思となり結論を導き出していた要因について明らかにすることができなかった。そのため、今後は協議会における「地域生活の掘り起こし」という学習過程の詳細な分析を行うことにより、公論の場における合意形成の要因や、企業者と地域住民の構造的格差の解決への道筋を明らかにすることを課題のひとつとしたい。

また、協議会はダムという外来型開発による好ましくない地域変化を掘り起こすことで、外来型開発の持つ矛盾に気づき、主体性や批判的認識を変化・深化させることで、内的矛盾の克服への契機とはなっていたものの、外来型開発に依存せざるを得ない地域状況の認識とそこからの脱却までには議論が及ばなかった。そのため本稿では、内的矛盾の克服に徹底する地域づくりのあり方を示すことができなかった。

木頭村の地域づくりは、木頭村という地方自治体がダムを外的矛盾と捉え、その克服のために内的矛盾を克服しようとする過程であり実践である。今後は、批判的認識が外的矛盾としてのダム建設・外来型開発ではなく、自らのあり方へと向く契機とはいかなるものかを明らかにすることにより、内発的発展の実現化への道筋を示したい。

-
- ¹鶴見和子, 1997, 「コレクション 鶴見和子曼茶羅 I 基の巻—鶴見和子の仕事・入門」藤原書店
- ²保母武彦, 1996, 『内発的発展論と日本の農山村』岩波書店
- ³遠藤宏一, 2000, 「公共事業依存型経済と地域づくり『資源』—保健・医療・福祉と内発的発展」『政策科学』(立命館大学政策科学会) 7(3), 89-108
- ⁴鈴木敏正, 2004, 『地域づくり教育の新展開—北アイルランドからの発信—』北樹出版, p. 52
- ⁵淀野順子, 2005, 「地域住民主体の公共事業見直しと地域づくり—徳島県木頭村の細川内ダム反対運動に着目して—」『社会教育研究第23号』
- ⁶宮崎隆志/鈴木敏正編『地域社会発展への学びの論理—下川町産業クラスターの挑戦』北樹出版, 2006, p. 227
- ⁷若原幸範「地域づくり主体の形成過程—内発的発展論の再定義を見通して—」『日本社会教育学会紀要』2007, p. 83
- ⁸丸山博, 2006, 『内発的発展と地域社会の可能性—徳島県木頭村の開発と住民自治』法律文化社
- ⁹帯谷博明, 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生—対立と協働のダイナミズム』昭和堂
- ¹⁰小野有五, 2000, 「地理学は山村の自立に役立つか?」『地理』45(3), 18-25
- ¹¹吉本健一, 2000, 「ダムを阻んだ木頭村—そのあゆみと将来—」『地理』45(3), 28-37
- ¹²渡邊正, 1998, 「河川行政の動向とダム事業」『技術と人間』303, 21-27
- ¹³帯谷博明, 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生—対立と協働のダイナミズム』昭和堂, p. 251
- ¹⁴木頭村ダム対策協議会設置要綱による。
- ¹⁵木頭村内の集落の代表内訳は、以下の通り。助2人、出原4人、和無田3人、南宇2人、西宇2人、折宇3人、北川3人。
- ¹⁶2008年1月17日のA氏からの聞き取りによる。
- ¹⁷2007年9月3日のB氏からの聞き取りによる。
- ¹⁸水源地域対策特別措置法の目的は次の通り。「ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。」(水源地域対策特別措置法第1条より引用)